

岩手県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局花巻南川原店	花巻市南川原町126番地1	令和2年8月1日
ファースト調剤薬局北上済生会病院前店	北上市花園町一丁目7番8号	〃
リリィ薬局西根店	八幡平市大更第25地割309番地3	〃
すみれ薬局	八幡平市大更第25地割320番地9	〃